

平成 24 年度診療報酬改定『 Q & A 』

(その 2)

平成 24 年 3 月 6 日
日本 医 師 会

平成24年度診療報酬改定『Q&A』(その2)

2012/3/6 日本医師会

※ 本件についてはすべて厚生労働省当局に確認済みのものである

【再診料】

《地域医療貢献加算→時間外対応加算》

Q. 時間外対応加算2に関する施設基準にある「当該診療所において対応できる体制」とは、すぐに診察が可能である必要があるか？

A. 患者からの電話等による問い合わせに対応できる体制であれば、必ずしも診察が可能である体制でなくてよい。

Q. 対応が求められる時間帯においては、必ず医師が直接対応することが必要か？

A. できるだけ速やかに対応する体制があれば、必ずしも直接、医師が対応することに限定するものではなく、例えば、転送電話や職員が対応した後に連絡等を受ける体制も認められる。

Q. 時間外対応加算3について、連携する医療機関は近隣に限られるのか？

A. 患者が通院可能な範囲であれば、地域の実情に応じて連携を行うことが可能である。

Q. 時間外対応加算1及び2において、学会等のやむを得ない事情で例外的に時間外の対応ができない場合、時間外の対応を、病院又は診療所（休日・夜間診療所含む）で代替することは可能か？

A. 原則、自院で対応することとするが、やむを得ない事情がある場合には、例外的に、他の病院又は診療所（休日・夜間診療所含む）との連携による対応も可能である。

なお、その場合においても、事前に患者及び関係者に連携医療機関での対応となることを伝えること。

Q. 時間外対応加算2及び3における「標榜時間外の夜間の数時間」とは、例えば深夜も含まれるのか？

A. 標榜時間外の夜間の数時間の対応が必要であるが、深夜（午後10時から午前6時）及び休日（時間外対応加算3については当番日以外の日）においては、必ずしも対応は必要ではない。

その場合、留守番電話等により、当番の診療所や地域の救急医療機関等の案内を行うなど、対応に配慮すること。